

東京都庁体育会水泳部規約 新旧対照表 (平成31年2月23日)

改正案		現行	改正概要
(名称) 第1条 この団体は、東京都庁体育会水泳部(以下「部」という。)と称する。			・名称追記(ゆうちょ銀行要請)
(目的) 第2条 部は、部員自らが水泳技術の向上と水上安全に努めるとともに、東京都職員(ただし、警察職員及び消防職員を除く。以下同じ)の水泳指導と普及に貢献し、部活動の発展と部員相互の親睦を図ることを目的とする。		(目的) 第1条 東京都庁体育会水泳部(以下「部」という。)は、部員自らが水泳技術の向上と水上安全に努めるとともに、東京都職員(ただし、警察職員及び消防職員を除く。以下同じ)の水泳指導と普及に貢献し、もって部活動の発展と部員相互の親睦を図ることを目的とする。	・名称修正
(事業) 第3条 部は、前条の目的に基づき、東京都庁体育会が主催(共催も含む。)する水泳の年間行事及び部の事業を実施し、日本水泳連盟その他各種水泳競技団体等の実施する競技に参加する。		(事業) 第2条 部は前条の目的に基づき、東京都庁体育会が主催(共催も含む。)する水泳の年間行事及び部の事業を実施し、日本水泳連盟その他各種水泳競技団体等の実施する競技に参加する。	・句読点追記
(所属) 第4条 部は、東京都総務局人事部職員支援課内東京都庁体育会に所属する。 <u>所在地は、東京都新宿区西新宿二丁目8番1号に置く。</u>		(所属) 第3条 部は東京都総務局人事部職員支援課内東京都庁体育会に所属する。	・句読点追記 ・所在地追記(ゆうちょ銀行要請)
(部の構成) 第5条 部は、東京都職員である部員により構成される。なお、定年退職に引き続き再任用職員となる場合は、その任用可能期間満了までの間は、部員を継続することができる。ただし、再任用期間中に一度退部した場合については、残りの再任用期間において再度部員となることはできない。		(部の構成) 第4条 部は東京都職員である部員により構成される。なお、定年退職に引き続き再任用職員となる場合は、その任用可能期間満了までの間は部員を継続することが出来る。但し、再任用期間中に一度退部した場合については残りの再任用期間において再度部員となることは出来ない。	・句読点追記 ・文言修正
(入・退部の手続) 第6条 部への入部又は退部は、所定の様式に基づいて部に届け出るものとし、委員会がこれを承認する。		(入・退部の手続) 第5条 部への入部又は退部は、一定の様式に基づいて委員(書記)に届出るものとし、委員会がこれを承認する。	・文言修正 ・届出先修正
		(部員の証明) 第6条 削除	・削除
(入部費及び部費) 第7条 部への入部費は2,000円とし、入部承認後速やかに納入するものとする。		(入部費及び部費) 第7条 部への入部費は2,000円とし委員(会計)へ納入するものとする。	・納入時期追記 ・納入先削除
		2 部費は、年9,000円とし、総会終了後速やかに納入する。	・句読点追記 ・納入先削除
		3 中途入部者の部費は、月750円の割で入部時に納入する。	・句読点追記
		4 3月31日をもって定年退職又は、再任用任期満了予定の部員は、部費を免除する。ただし、定年退職に引き続き再任用職員となる部員又は、その任期の更新をする部員のうち、引き続き部員の継続を希望する場合は上記2と同様の取り扱いとする。	・文言修正

東京都庁体育会水泳部規約 新旧対照表 (平成31年2月23日)

改正案		現行	改正概要
5 いったん納入した部費は、返却しないものとする。 <u>ただし</u> 、普通退職又は勧奨退職により資格を失った場合は、月750円の割で返却する。		5 いったん納入した部費は返却しないものとする。但し、普通退職又は勧奨退職により資格を失った場合は、月750円の割で返却する。	・句読点追記 ・文言修正
(部の機関) 第8条 部に次の機関をおく。 (1) 総会 (2) 委員会	(部の機関) 第8条	部に次の機関をおく。 (1) 総会 (2) 委員会	
(総会) 第9条 総会は、部の最高決定機関で次の事項を議決する。 (1) 部長の選出 (2) 委員(部員数の20%以内)及び会計監事の選出 (3) 収支報告 (4) 経過報告及び事業計画 (5) 規約の改廃 (6) その他重要な事項	(総会) 第9条	総会は部の最高決定機関で次の事項を議決する。 (1) 部長の選出 (2) 委員(部員数の20%以内)及び会計監事の選出 (3) <u>予算及び決算</u> (4) 経過報告及び事業計画 (5) 規約の改廃 (6) その他重要な事項	・句読点追記 ・議決事項一部変更
2 定期総会は、毎年会計年度終了後2か月以内に開催する。なお、臨時総会を開催することができる。 <u>臨時総会は、前項のほか、委員会の決定事項以外について決定する。また、電子メール等による開催も可能とする。</u>		2 定期総会は毎年会計年度終了後2か月以内に開催する。なお、臨時総会を開催することができる。	・句読点追記 ・臨時総会の決定事項及び方法追記
3 総会(臨時も含む。)の議事は、出席人員の過半数の賛否をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。		3 総会(臨時も含む。)の議事は出席人員の過半数の賛否をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決する。	・句読点追記 ・文言修正
(委員会) 第10条 委員会は、前条の規定により選出された部長及び委員により構成し、年間事業計画の決定及び執行にあたるものとする。	(委員会) 第10条	委員会は前条の規定により選出された部長及び委員により構成し、年間事業計画の決定及び執行にあたるものとする。	・句読点追記
2 委員会は、次の者により構成する。ただし、総務に限り兼任することができる。 (1)部長 1名 (2)副部長 1名 (3)書記 1名 (4)会計 2名 (5)総務 第9条1項(2)から上記(1)から(4)の合計数を差し引いた人数を上限とする。		2 委員会は次の者により構成する。ただし、総務に限り兼任することができる。 (1)部長 1名 (2)副部長 1名 (3)書記 1名 (4)会計 1名 <u>(5)会計補助 1名</u> (6)総務 第9条1項(2)から上記(1)から(5)の合計数を差し引いた人数を上限とする。	・句読点追記 ・会計定数変更 ・会計補助廃止 ・総務定数の控除 ・対象範囲変更

東京都庁体育会水泳部規約 新旧対照表 (平成31年2月23日)

改正案	現行	改正概要
3 部長は、部を代表し、部及び委員の事務の総括と指揮監督をする。 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、これを代理する。 <u>また、口座管理を行う。</u> 書記は、部及び委員会の文書、記録、通知、連絡、召集等の事務を行う。 会計は、 <u>収支報告等の事務</u> を行う。 総務は、 <u>上記に属さない事務</u> を行う。	3 部長は部を代表し、部及び委員の事務の総括と指揮監督をする。 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代理する。 書記は部及び委員会の文書、記録、通知、連絡、召集等の事務を行う。 会計は部の予算、 <u>決算等の会計事務</u> を行う。 <u>会計補助は会計の補助</u> を行う。 <u>総務は企画、広報(ホームページ運営含)、指導の事務を行う。</u>	・句読点追記 ・会計事務内容変更 ・総務事務内容変更
4 委員会の決定事項は、次のとおりとする。 (1) 1件50,000円を超えない予備費の支出 (2) 臨時の徴収 (3) その他必要な事項	4 委員会の決定事項は次のとおりとする。 (1)1件50,000円を超えない予備費の支出 <u>(2)総会で決定した各予算科目の10,000円以下の組替</u> (3)臨時の徴収 (4)その他必要な事項	・句読点追記 ・委員会決定事項一部削除
5 部長、委員及び会計監事の任期は、2年とし再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、委員会により選出し、前委員の残りの任期を引継ぐものとする。	5 部長、委員及び会計監事の任期は2年とし再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは委員会により選出し、前委員の残りの任期を引継ぐものとする。	・句読点追記
6 委員会は、その事業計画の執行にあたり、事業運営委員会を置くものとする。	6 委員会はその事業計画の執行にあたり、事業運営委員会を置くものとする。	・句読点追記
(部員の退職又は死亡) 第11条 部員が退職又は死亡により資格を失った場合は、餞別金又は弔慰金20,000円を支出するものとする。ただし、餞別金は在部10年以上の者に限る。	(部員の退職又は死亡) 第11条 部員が退職又は死亡により資格を失った場合は、餞別金又は弔慰金20,000円を支出するものとする。ただし、餞別金は在部10年以上の者に限る。	
(会計) 第12条 部の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。	(会計) 第12条 部の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。	・句読点追記
2 会計監事は、会計を監査し、総会で報告する。	2 会計監事は会計を監査し、総会で報告する。	・句読点追記
(OB・OG会) 第13条 OB・OG会は、退部者(<u>東京都職員を除く</u>)により構成し、水泳部活動に助言・協力・参加することができる。	(OB会) 第13条 OB会は退部者により構成し、水泳部活動に助言・協力・参加 <u>を</u> することができる。	・句読点追記 ・文字削除
(設立年月日) 第14条 部の設立は、昭和28年4月1日である。		・設立年月日追記 (ゆうちょ銀行要請)
附則 この規約は、昭和44年4月1日より施行する。	附則 この規約は昭和44年4月1日より行う。	・文字修正

東京都庁体育会水泳部規約 新旧対照表（平成31年2月23日）

改正案	現行	改正概要
改正 昭和52年4月21日、昭和54年4月1日、昭和55年4月7日、昭和60年4月8日、昭和63年3月31日、平成10年3月20日、平成12年3月24日、平成17年2月26日、平成18年7月9日、平成21年4月1日、平成23年1月1日、平成25年2月22日、平成26年2月22日、平成27年2月21日、 <u>平成31年2月23日</u>	改正 昭和52年4月21日、昭和54年4月1日、昭和55年4月7日、昭和60年4月8日、昭和63年3月31日、平成10年3月20日、平成12年3月24日、平成17年2月26日、平成18年7月9日、平成21年4月1日、平成23年1月1日、平成25年2月22日、平成26年2月22日、平成27年2月21日	・改正年月日追記